

**公立学校の学級編制及び教職員定数  
公立学校の施設整備及び修学支援の充実**

**令和4年10月**

**兵庫県教育委員会  
学事課・財務課**

# 目 次

令和4年度施策体系表	P 5
------------	-----

## I 公立学校の学級編制及び教職員定数

1 学校の現況	P 8
---------	-----

### 2 学級編制の仕組みと教職員定数の算定

(1) 学級編制と教職員定数に関する制度	P 12
(2) 学級編制	P 12
(3) 教職員定数にかかる国の標準と県の方針	P 14
(4) 特別な課題への対応（加配定数）	P 17

### 3 公立高等学校生徒募集計画

(1) 目的	P 19
(2) 策定の考え方	P 19
(3) 令和5年度公立高等学校生徒募集計画の内容	P 19
(4) 中学校卒業生数の推移	P 20

## II 公立学校の施設整備

### 1 市町立学校施設の整備（神戸市立を含む）

(1) 学校施設整備に係る国庫負担金・交付金事業	P 22
(2) 学校施設整備に係る主な取組	P 22

## 2 県立学校施設

- (1) 県立学校施設の現況 . . . . . P 26
- (2) 県立学校施設の老朽化対策 . . . . . P 28
- (3) 県立学校施設の設備整備状況 . . . . . P 32
- (4) 県立学校環境充実応援プロジェクトの実施状況 . . . . . P 34

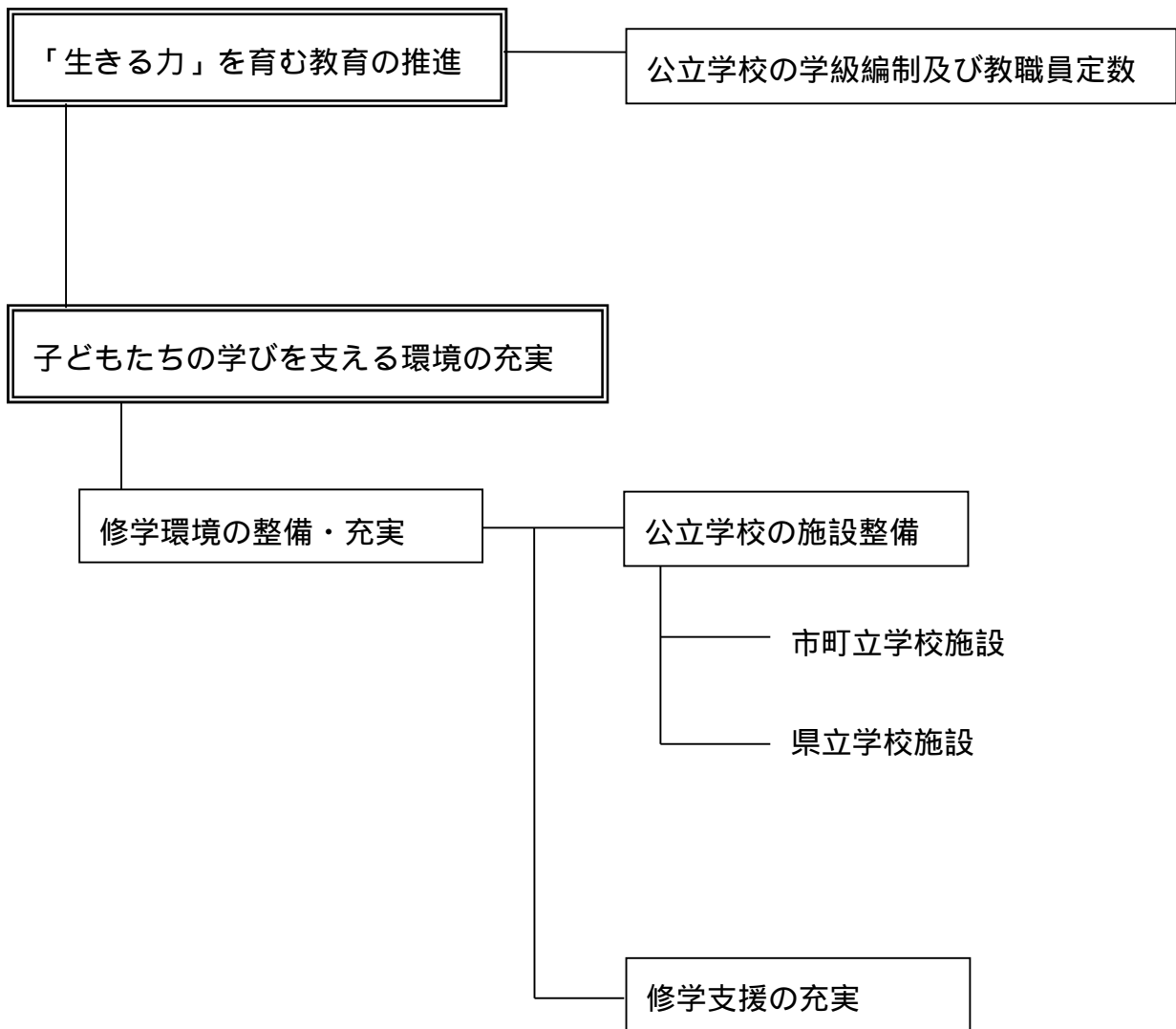
## Ⅲ 修学支援の充実

- (1) 授業料等の支援 . . . . . P 38
- (2) 高校生等奨学給付金 . . . . . P 39
- (3) 特別支援学校等児童生徒就学奨励費 . . . . . P 41
- (4) (公財) 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金への補助 . . . . . P 42
- (5) 奨学資金に係る債権の適切な管理 (県貸与分) . . . . . P 45



# 令和4年度施策体系表

兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり  
～「未来への道を切り拓く力」の育成～





## 公立学校の学級編制及び教職員定数

# 1 学校の現況

## 小中学校（神戸市立を除く）

（各年度5月1日現在）

校種	年度		令和3年度	令和4年度	増減	
	区分					
小学校 1	学校数	(校)	575	570	5	
	児童数	(人)	203,407	201,237	2,170	
		通常学級		196,459	193,720	2,739
		特別支援学級	6,948	7,517	569	
	学級数	(cl)	8,750	8,697	53	
		通常学級（複式学級除く）	5	7,085	6,989	96
		複式学級	62	59	3	
		特別支援学級	1,603	1,649	46	
	1clあたりの児童生徒数	(人)	-	-	-	
		通常学級（複式学級含む）	27.5	27.5	0.0	
		特別支援学級	4.3	4.6	0.3	
	教職員定数	(人)	13,256	13,320	64	
		校長 3	575	570	5	
		教諭（教頭・主幹教諭を含む）	11,176	11,245	69	
	養護教諭（主幹教諭を含む）	613	609	4		
	栄養教諭（主幹教諭を含む） ・学校栄養職員	229	229	0		
	事務職員	663	667	4		
中学校 2	学校数（分校を含む）	4 (校)	258	254	4	
	生徒数	(人)	97,645	96,813	832	
		通常学級		95,247	94,109	1,138
		特別支援学級	2,398	2,704	306	
	学級数	(cl)	3,403	3,417	14	
		通常学級	2,777	2,751	26	
		特別支援学級	626	666	40	
	1clあたりの児童生徒数	(人)	-	-	-	
		通常学級	34.3	34.2	0.1	
		特別支援学級	3.8	4.1	0.3	
	教職員定数	(人)	7,251	7,274	23	
		校長 3	251	247	4	
		教諭（教頭・主幹教諭を含む）	6,349	6,372	23	
		養護教諭（主幹教諭を含む）	277	272	5	
	栄養教諭（主幹教諭を含む） ・学校栄養職員	57	64	7		
	事務職員	317	319	2		

1 小学校には、義務教育学校の前期課程を含む。

2 中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。

3 義務教育学校（令和4年度：6校）の校長は小学校で計上

4 中学校...令和3年度：分校1校、令和4年度：分校1校

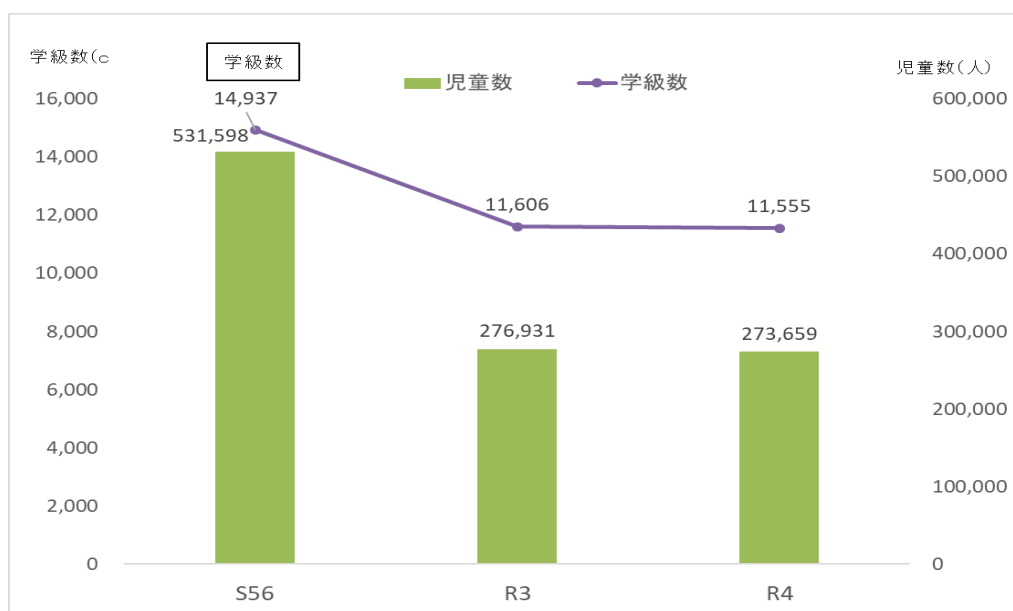
（R3・4：尼崎市立成良中学校琴城分校）

5 小学校1～4年生は35人学級編制（4年生は研究指定校として実施）



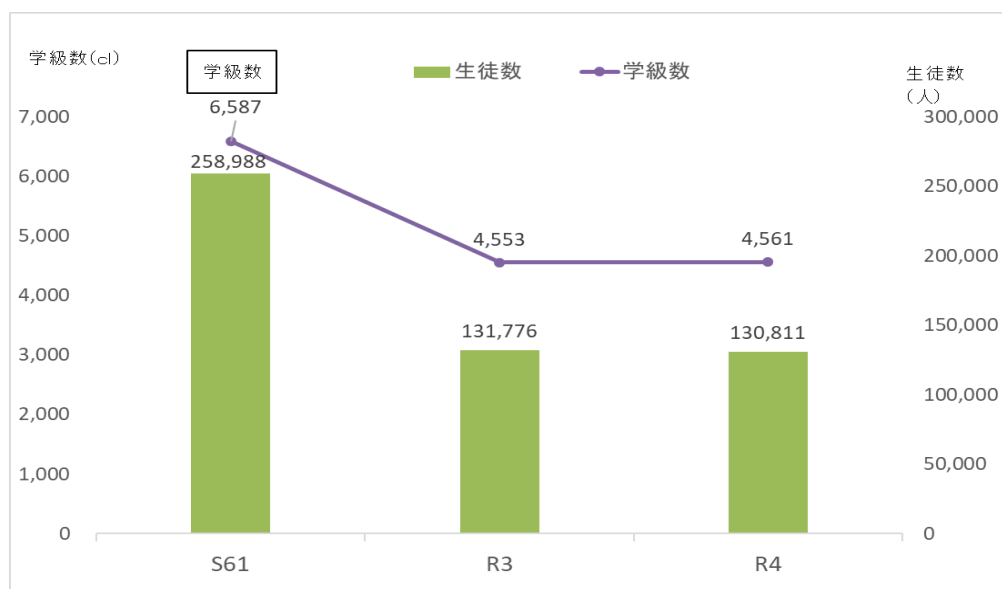
<参考> 県内公立小・中学校の児童生徒数等の推移（神戸市立を含む）

【小学校】



校種	区分	年度			増減
		昭和56年度	令和3年度	令和4年度	過去最多時とR4の比較
小学校	学校数 (校)	814	739	734	△ 80
	児童数 (人)	531,598	276,931	273,659	△ 257,939
	学級数 (c)	14,937	11,606	11,555	△ 3,382

【中学校】



校種	区分	年度			増減
		昭和61年度	令和3年度	令和4年度	過去最多時とR4の比較
中学校	学校数 (校)	348	343	339	△ 9
	生徒数 (人)	258,988	131,776	130,811	△ 128,177
	学級数 (c)	6,587	4,553	4,561	△ 2,026

特別支援学校（神戸市立を除く）

（各年度5月1日現在）

校種	年度		令和3年度	令和4年度	増減
	区分				
特別支援学校	学校数（分校を含む）	1（校）	40	41	1
	児童生徒数	（人）	4,735	4,826	91
		保育相談部・幼稚部	86	75	11
		小学部	1,248	1,312	64
		中学部	1,102	1,119	17
		高等部	2,299	2,320	21
	学級数	（cl）	1,265	1,267	2
		保育相談部・幼稚部	18	17	1
		小学部	412	426	14
		中学部	325	324	1
		高等部	510	500	10
	1学級あたりの児童生徒数	（人）	-	-	-
		保育相談部・幼稚部	4.8	4.4	0.4
		小学部	3.0	3.1	0.1
		中学部	3.4	3.5	0.1
		高等部	4.5	4.6	0.1
	教職員定数	（人）	3,178	3,201	23
		校長	39	40	1
		教諭（教頭・主幹教諭を含む）	2,686	2,700	14
		養護教諭（主幹教諭を含む）	67	69	2
		栄養教諭（主幹教諭を含む）・ 学校栄養職員	30	31	1
		寄宿舎指導員	94	93	1
		実習助手	54	54	0
	事務職員	135	138	3	
	事務員・技術員	73	76	3	

1 設置者別内訳（県立28校、市立13校）

令和3年度：分校1校、令和4年度：分校1校（県立出石特別支援学校みかた校）

<参考> 県内公立特別支援学校の児童生徒数等の推移（神戸市立を含む）

校種	年度		令和3年度	令和4年度	増減
	区分				
特別支援学校	学校数（分校含む）		46	47	1
	児童生徒数		5,893	6,008	115

令和4年度の児童生徒数は昨年度を更新して過去最多

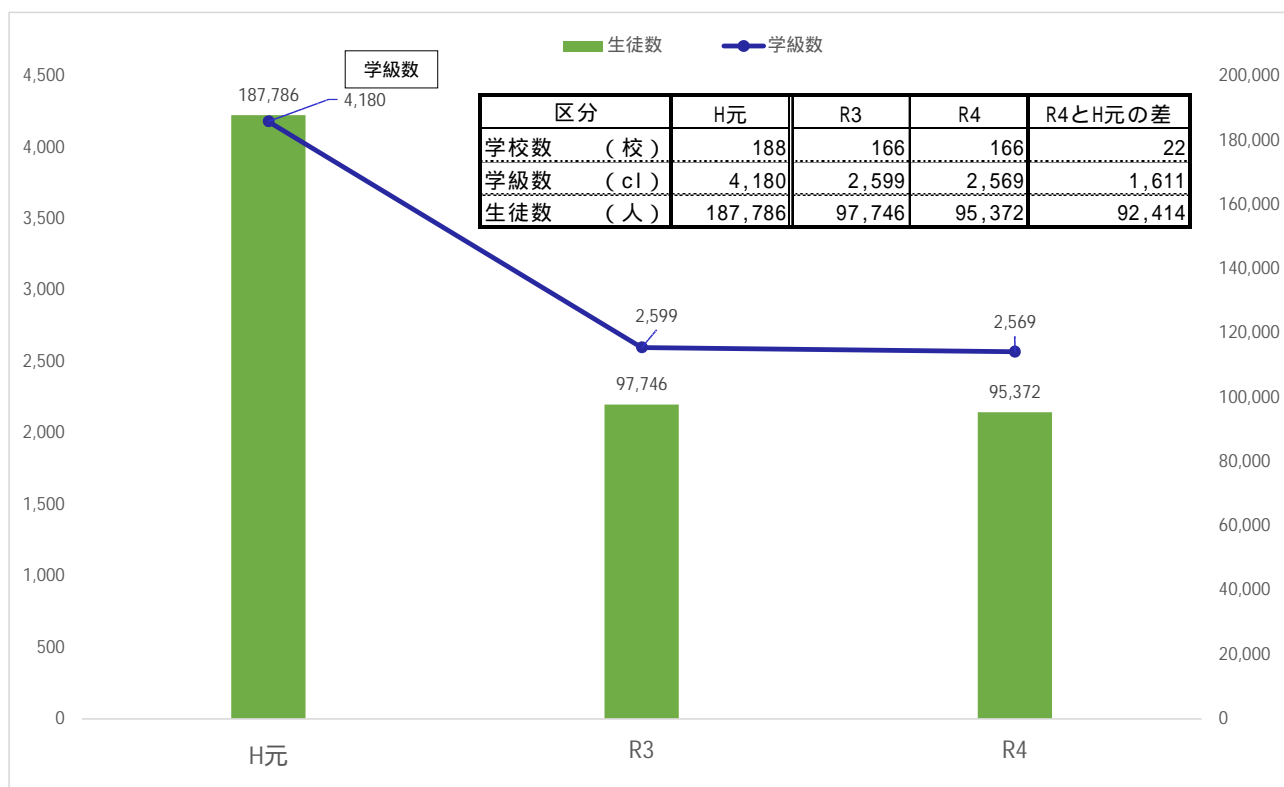
## 県立高等学校

(各年度5月1日現在)

校種	区分	年度	令和3年度				令和4年度				増減 合計
			全日制	定時制	通信制	合計	全日制	定時制	通信制	合計	
高等学校	学校数	2 (校)	126	9 (19)	1 (2)	136 (147)	126	9 (19)	1 (2)	136 (147)	0 (0)
	生徒数	(人)	77,911	3,840	1,822	83,573	76,068	3,560	1,813	81,441	2,132
	学級数	(cl)	2,023	190	-	2,213	1,997	190	-	2,187	26
	教職員定数	(人)	6,752	642	61	7,455	6,709	642	59	7,410	45
	校長		125	9	1	135	125	9	1	135	0
	教諭 (教頭・主幹教諭を含む)		5,312	507	50	5,869	5,275	507	48	5,830	39
	養護教諭 (主幹教諭を含む)		170	24	-	194	169	24	-	193	1
	実習助手		367	34	-	401	362	34	-	396	5
	事務職員		472	42	7	521	471	42	7	520	1
	技術職員		17	-	-	17	17	-	-	17	0
事務員・技術員		289	26	3	318	290	26	3	319	1	

- 1 全日制課程には、中等教育学校の後期課程を含む。
- 2 定時制、通信制課程の下段( )は全日制課程との併置校を含めた学校数

### <参考> 県内公立高等学校の生徒数等の推移



- 1 令和4年度学校数の設置者別内訳(全日制課程には、中等教育学校(後期課程)を含む)  
 全日制(県立126校、市立14校、公立大学法人立1校) 平成元年度の学校数には分校6校を含む。  
 定時制(県立19校(うち併置校10校)、市立4校)、通信制(県立2校(うち併置校1校))

## 2 学級編制の仕組みと教職員定数の算定

### (1) 学級編制と教職員定数に関する制度

国は、「義務標準法」(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)及び「高校標準法」(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律)により公立学校の学級編制と教職員定数の標準を定めている。

県は、国の標準を基に県の学級編制基準を定め、教職員定数を配当している。

[県の基準が及ぶ範囲]

県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校

神戸市立以外の市町組合立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校

神戸市立以外の市立の定時制高等学校 (尼崎市立琴ノ浦高等学校)

《参考》 の学校の教職員の給与は、県が負担 = 県費負担教職員制度

下線の学校の教職員の給与は、国が 1/3 を負担 (中等教育学校は前期課程、特別支援学校は小中学部のみ対象) = 義務教育費国庫負担制度

### (2) 学級編制

#### 県の学級編制基準

県の学級編制基準は、概ね国の標準に則している。

学級編制にかかる国の標準と県の基準

(単位：人)

校種	区分	国の標準	県の基準	備考
小学校 1	単式学級	35	35	1～3年生(R4年度改正)
		40	40	4～6年生 (4年生は、研究指定校として 35人学級編制実施)
	複式学級	16(8)	14(8)	( )は1年生を含む学級編制
	特別支援学級	8	8	
中学校 2	単式学級	40	40	1学年を上限に、研究指定校として 35人学級編制実施
	複式学級	8	編制せず	
	特別支援学級	8	8	
高等学校 3	全日制	40	40	通信制は学級を設置せず
	定時制	40	40	
特別 支援 学校	保育相談部・幼稚部	規定なし	7	( )は重複する障害がある 児童生徒に係る学級編制
	小学部・中学部	6(3)	6(3)	
	高等部	8(3)	8(3)	

1 小学校には、義務教育学校の前期課程を含む(以下同じ)。

2 中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む(以下同じ)。

3 高等学校には、中等教育学校の後期課程を含む(以下同じ)。

### 市町の学級編制の現況

法令の改正により、平成 18 年度から市町が給与費を負担し独自に教職員を任用することが可能となった。さらに、平成 24 年度には県学級編制基準は市町教育委員会が「従うべき基準」から「標準としての基準」とされ、市町教育委員会は県の基準によらない小中特別支援学校の学級編制を行うことが可能となった。

令和 4 年度は、下表のとおり 14 市町 2 組合において小学校 44 校、中学校 11 校において独自の学級編制が行われている。

- ・少人数学級編制の実施 32校（3市3町1組合）

市町名	主な理由
明石市(23校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市は独自で学級編制基準を策定</li> <li>・その他の市町は、主に、発達障害等特別な支援を要する児童生徒や生徒指導上個別の配慮が必要な特定の学年で編制する</li> </ul>
丹波市(1校)	
たつの市(2校)	
猪名川町(2校)	
多可町(1校)	
福崎町(2校)	
南あわじ市・洲本市小中学校組合(1校)	

- ・複式学級とせず単学級編制の実施 23校（7市2町1組合）

市町名	主な理由
姫路市(5校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式学級を解消することによりそれぞれの学年に応じたきめ細かな指導を図るため、独自の学級編制を実施する</li> </ul>
相生市(2校)	
豊岡市(3校)	
赤穂市(2校)	
養父市(2校)	
淡路市(1校)	
たつの市(1校)	
香美町(4校)	
新温泉町(2校)	
播磨高原広域事務組合(1校)	

(3) 教職員定数にかかる国の標準と県の方針  
小中学校

職 種	国 の 標 準	県の方針
校 長	各学校に 1 人	同 左
教 諭 (教頭・主幹 教諭を含む)	校種別に、学校規模ごとの学級総数に配当率を乗じて算定( 1 学級あたり平均配当率 = 小学校 1.2、中学校 1.6 ) 義務教育学校は、前期課程と後期課程を別々に算定したうえで、1 人を追加配当	同 左
養 護 教 諭 (主幹教諭を含む)	各学校に 1 人(義務教育学校は、前期課程と後期課程に各 1 人) 児童数 851 人以上の小学校及び生徒数 801 人以上の中学校には 2 人	同 左
栄 養 教 諭 (主幹教諭を含む) ・学校栄養職員	給食の実施区分( 単独実施、共同実施 )と児童数等に応じて算定 単独実施校 549人以下 4 校に 1 人 550人以上 1 人 共同調理場 1,500人以下 1 人 1,501 ~ 6,000人 2 人 6,001人以上 3 人	同 左
事 務 職 員	(1) 3 学級 : 3/4 人、4 学級以上 : 1 人 (2) 27 学級以上の小学校及び 21 学級以上の中学校には 2 人	(1) 小学校 : 3 学級以上の学校に 1 人 中学校 : 学校に 1 人 (2) 同 左
特別な課題への対応	学校が個々に抱える課題など、教育上特別な配慮が必要とされる事由に応じて加配 ・指導方法工夫改善 ・児童生徒支援 等	(1) 教育課題に対応するため、必要な定員を配当 ・兵庫型学習システムの推進 ・児童生徒支援への対応 (2) 児童生徒の状況や学校運営の状況等に鑑み、特に必要と認められる場合に配当

## 特別支援学校

職 種	国 の 標 準	県の方針
校 長	各学校に1人	同 左
教 諭 (教頭・主幹 教諭を含む)	保育相談部・幼稚部.....規定なし	学級数に応じて配当
	小中学部.....規模ごとの学級総数に 配当率を乗じて算定	同 左
	高 等 部.....学科数・学級数に応じて 算定	同 左
養 護 教 諭 (主幹教諭を含む)	(1)各学校に1人 (2)児童生徒数61人以上の学校には2人	(1) 同 左 (2)肢体不自由児が35人以上または 知的障害児が61人以上の学校には2人
栄 養 教 諭 (主幹教諭を含む) ・学校栄養職員	小学部の学校給食実施校に1人	同 左
寄宿舎指導員	寄宿舎を置く学校の児童生徒数に応じ て算定	寄宿舎の児童生徒数等実態に 応じて配当
実 習 助 手	高等部の学科数に応じて算定	同 左
事 務 職 員	部の数に応じて算定 小中学部.....各1人 高等部.....2人	同 左
事務員及び 技 術 員	規定なし	学校の規模や運営状況に応じて 配当
特別な課題への対応	学校が個々に抱える課題など、教育上特 別な配慮が必要とされる事由に応じて 加配 ・特別支援学校のセンター的機能強化	(1)教育課題に対応するため、 必要な定員を配当 ・障害の種別・特性に応じた 指導・支援への対応 ・特別支援学校のセンター的機能 強化 (2)幼児児童生徒の状況や学校 運営の状況等に鑑み、特に 必要と認められる場合に配 当

## 高等学校

職 種	国 の 標 準	県の方針
校 長	各学校に1人	同 左
教 諭 (教頭・主幹 教諭を含む)	課程別に、学校規模ごとの生徒定員に 配当率を乗じて算定(1学級あたり平 均配当率=全日制2.1、定時制1.7)	同 左
養 護 教 諭 (主幹教諭を含む)	各学校に1人 生徒定員801人以上の学校には2人	同 左
実 習 助 手	(1)生徒定員に応じて算定 201～960人……1人 961人以上……2人 (2)農業・水産・工業・商業・家庭等の各 学科の特性に応じて加配	同 左
事 務 職 員	(1)生徒定員に応じて算定 200人まで……1人 201～440人……2人 441～560人……3人 561～920人……4人 921人以上……5人 (2)課程や学科の特性に応じて加配	(1)生徒定員(学級数)に応じて 算定 16学級以下…3人 17～24学級…4人 25学級以上…5人 (2) 同 左
技 術 職 員	規定なし	香住高校の船舶乗組員として配当
事 務 員	規定なし	全日制…学校に2人 定時制・通信制…規模等に応じ学校 に1～2人
技 術 員	規定なし	学科等に応じ配当
特別な課題への対応	学校が個々に抱える課題など、教育上 特別な配慮が必要とされる事由に応じて 加配 ・通級による特別の指導 ・生徒支援 ・指導方法改善 等	(1)教育課題に対応するため、 必要な定員を配当 ・特色ある教育課程の推進 ・通級による特別の指導 (2)生徒の状況や学校運営の状 況等に鑑み、特に必要と認 められる場合に配当



#### (4) 特別な課題への対応（加配定数）

県は、各学校の教育課題に対応するため、国から配当される加配定数に加え、県単独措置による加配を活用し、その加配目的に応じて、学校規模や児童生徒の個々の状況、学校運営の状況を勘案し、配当している。

また、より多くの学校に配置できるように、必要に応じて常勤の教職員だけでなく非常勤の教職員として配当している。

※非常勤：勤務時間 38 時間 45 分（週）をもって常勤 1 人と換算

#### ① 小中学校における主な活用状況

##### ア 兵庫型学習システムの推進

兵庫型学習システム（多様な能力や個性の伸長と、基本的な生活習慣の定着、基礎学力の向上等を図るため、児童生徒の発達段階や教科等の特性に応じて柔軟に少人数学習集団の編成等を行う。）を推進するため、国の指導方法工夫改善のための加配を活用して配当している。

加 配：国 1,319 人

学校への配当（非常勤含む）：計 1,779 人

小学校 1,152 人（教科担任制（算数・理科・体育、外国語）、35 人学級編制、少人数授業など）  
中学校 627 人（少人数授業、35 人学級編制など）

##### イ 児童生徒支援

小・中学校において、①学習指導、②進路指導、③生徒指導、④日本語指導といった特別な指導を必要とする学校に対し、国の児童生徒支援加配及び県単独措置による加配を活用して配当している。

加 配：国 379 人、県 63 人

学校への配当：計 442 人（小学校 107 人、中学校 335 人）

##### ウ 主幹教諭のマネジメント機能強化

主幹教諭が学校マネジメントにおいて本来果たすべき機能が発揮されるよう、主幹教諭が担当する授業等を一定軽減するため、国の主幹教諭マネジメント加配を活用して配当している。

加 配：国 171 人

学校への配当（非常勤含む）：計 386 人（小学校 252 人、中学校 134 人）

##### エ 通級指導担当教員

言語・自閉・難聴及びLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等により学習や生活の面で特別な支援を要する児童生徒に対し、通級による指導、支援地域内の学校への巡回指導を行うため、国の特別支援教育加配を活用して配当している。※うちLD、ADHD等対応は学校生活支援教員として配置。

加 配：国 248 人

学校への配当：計 248 人（小学校 172 人、中学校 76 人）

## オ 学校事務の業務改善

2以上の学校に関する給与、旅費、物品調達の事務を共同で処理するなど、業務改善を目的とした事務機能の強化のため、国の事務部門強化加配を活用して担当している。

加 配：国 49 人

学校への担当：計 49 人（小学校 28 人、中学校 21 人）

## 特別支援学校における主な活用状況

### ア 特別支援教育コーディネーター

地域における特別支援教育のセンター的機能を担う特別支援学校が、その機能を十分に発揮することができるよう、国の特別支援教育加配を活用して担当している。

加 配：国 24 人

学校への担当：24 人

## 高等学校における主な活用状況

### ア 通級による特別の指導

学習上や生活上のつまずきのある生徒を支援するため、特別な教育課程を編成し、通級指導を行う「通級による指導」の実践研究校へ担当している。

加 配：国 23 人

学校への担当：23 人

### イ 生徒支援

中途退学や日本語指導など教育指導上特別の配慮が必要な生徒を支援するため、国の生徒支援加配を活用して担当している。

加 配：国 77 人

学校への担当：77 人

### ウ 指導方法改善

外国語のコミュニケーションを図る授業や数学のコンピュータ活用授業など、教科に応じた少人数指導充実のため、国の指導方法改善加配を活用して担当している。

加 配：国 41 人

学校への担当（非常勤含む）：76 人

### 3 公立高等学校生徒募集計画

#### (1) 目的

毎年度の県内国公立中学校卒業見込者の増減を基本に、生徒一人ひとりが希望する高校にできる限り進学できるとともに、各学校が有する学びの特色や魅力を維持・発揮できるように、募集定員（公立高等学校生徒募集計画）を設定している。

#### (2) 策定の考え方

県内国公立中学校卒業見込者数の増減に、県内公立高校進学率等を踏まえ必要学級数を算定し、

- ①学区及び旧学区（場合によって市町単位）ごとの中学校卒業見込者数の動向
- ②「高等学校進学希望者数等調査」（毎年9月実施）に基づく生徒の進学希望の動向
- ③通学時間や通学手段の状況
- ④県立高等学校教育改革第三次実施計画（令和4年3月策定）で示された望ましい学級規模等を考慮のうえ、策定している。

#### (3) 令和5年度公立高等学校生徒募集計画の内容

令和5年3月の県内国公立中学校卒業見込者数が44,121人と対前年80人増加するが、募集定員及び学級数は昨年と同数とする。

ただし、第2学区内で特定の市において中卒者数の増減が大きいため、募集学級数の増減を行う。

##### ① 全日制課程

- ア 募集定員 30,680人（前年度同数）  
 イ 募集学級数 767学級（前年度同数）  
 ウ 対象学校数 139校※（前年度同数）  
 ※県立125校・市立14校

##### エ 学区ごとの状況

学区	募集定員(人)			募集学級数(c1)			増減がある学校
	R5	R4	増減	R5	R4	増減	
第1学区 (神戸・芦屋・淡路)	7,880	7,880	0	197	197	0	
第2学区 (阪神(芦屋除く)・丹波)	9,400	9,400	0	235	235	0	増：尼崎西 減：宝塚西
第3学区 (東播磨・北播磨)	6,880	6,880	0	172	172	0	
第4学区 (中播磨・西播磨)	5,200	5,200	0	130	130	0	
第5学区 (但馬)	1,320	1,320	0	33	33	0	
合計	30,680	30,680	0	767	767	0	

##### ② 定時制・通信制課程

ア セーフティネットの役割を考慮し、対前年増減なし

[ 定時制19校※：1,560人、多部制4校：920人、通信制2校：約600人 ]

※県立15校・市立4校

イ 定時制課程多部制高校のうち、西宮香風と阪神昆陽において部間の募集定員割合を変更（3部(夜間)△40人→1部(午前)+20人、2部(昼間)+20人）

#### (4) 中学校卒業生数の推移

県内の国公立中学校卒業生は、平成元年3月卒業の87,368人をピークに減少しており、令和5年3月卒業見込者数は44,121人(50.5%)となっている。

また、令和5年3月卒業見込者数は、昨年度(876人増)に続き80人増加するが、中長期的に中学校卒業見込者数は減少傾向が続く。

#### 県内国公立中学校卒業生数の推移

(単位：人)

学区	卒業年月	中卒者		中学校			小学校	
				3年生	2年生	1年生	6年生	1年生
		H元.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3	R13.3
第1学区 (神戸・芦屋・淡路)		25,786	13,056	12,949	12,977	12,796	12,930	11,499
第2学区 (阪神(芦屋除く)・丹波)		24,850	13,836	13,982	13,922	13,390	13,536	12,421
第3学区 (東播磨・北播磨)		17,943	8,543	8,601	8,449	8,451	8,360	8,091
第4学区 (中播磨・西播磨)		15,354	7,259	7,251	7,328	7,001	7,002	6,278
第5学区 (但馬)		3,435	1,347	1,338	1,328	1,257	1,311	1,047
合計		87,368	44,041	44,121	44,004	42,895	43,139	39,336
対前年増減				80	117	1,109	244	
R4.3卒業生数との比較				80	37	1,146	902	4,705

(令和4年5月1日(R5.3卒業者のみ9月1日)現在)

#### 県内国公立中学校卒業生の進学状況

(卒業生は各年3月、進学者数は各年4月の状況)

区分	H元	R元	R2	R3	R4	R5	
中卒者(R4は見込) (人)	87,368	45,628	44,853	43,129	44,041	44,121	
高等学校進学者(人)	83,012	45,023	44,282	42,587	43,439	-	
進学率(%)	95.01	98.67	98.73	98.74	98.63	-	
うち 県内 公立	全日制(人)	59,527	31,411	30,814	29,174	29,641	-
	進学率(%)	68.13	68.84	68.70	67.64	67.30	-
	定時制(人)	2,264	1,527	1,422	1,268	1,238	-
	進学率(%)	2.59	3.35	3.17	2.94	2.81	-
	通信制(人)	136	248	224	243	254	-
	進学率(%)	0.16	0.54	0.50	0.56	0.58	-
生徒 募集 定員 (人)	全日制	59,986	31,880	31,360	30,160	30,680	30,680
	(参考：県大附属)	-	160	160	160	160	160
	定時制	3,080	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
	多部制	-	920	920	920	920	920
	通信制	約600	約600	約600	約600	約600	約600

1 定時制には多部制の学校を含む。

2 県立大学附属高等学校はH6から生徒募集開始(H29から公立大学法人へ移管)。

## 公立学校の施設整備

# 1 市町立学校施設の整備（神戸市立を含む）

## (1) 学校施設整備に係る国庫負担金・交付金事業

市町立小中学校等の施設整備については、国の公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の対象となる。県は、市町が教育環境改善等のために実施するこれらの国庫負担金・交付金事業に係る申請及び実績報告の確認等の事務並びに施設の整備、管理に関する助言・指導を行っている。

### ○公立学校施設整備費負担金・学校施設環境改善交付金事業の実施状況等

区分		公立学校施設整備費負担金	学校施設環境改善交付金
主な対象事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室不足解消のための新增築</li> <li>・統合校の新增築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強</li> <li>・長寿命化改良</li> <li>・大規模改造（老朽化対策、障害児対策、空調、トイレ）</li> <li>・防災機能強化</li> <li>・学校給食施設の整備</li> <li>・学校体育施設の整備</li> </ul>
国の負担率		1 / 2	1 / 3 ~ 2 / 3
採 択 状 況	令和3年度 (当初及び補正予算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6市7事業</li> <li>・1, 151百万円</li> <li>・採択率100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・26市町390事業</li> <li>・9, 122百万円</li> <li>・採択率100%</li> </ul>
	令和4年度 (当初予算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4市町6事業</li> <li>・1, 553百万円</li> <li>・採択率100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15市町197事業</li> <li>・2, 006百万円</li> <li>・採択率100%</li> </ul>

## (2) 学校施設整備に係る主な取組

### ① 空調設備の整備

平成30年度の猛暑を受け、喫緊の課題となった小中学校への空調整備については、令和元年度末に全普通教室への設置を完了した。

現在は未整備の特別教室への設置が進められており、一部市町では体育館への空調整備に着手している。

### ○空調整備状況

(令和4年9月1日現在)

区分	特別教室					体育館（武道場を含む）				
	保有数	整備済数	整備率			保有数	整備済数	整備率		
			兵庫県		全国			兵庫県		全国
			R4	R3				R4	R4	
小学校	8,960	6,939	77.4%	76.9%	61.4%	741	174 (318)	23.5% (42.9%)	2.1%	11.9% (22.0%)
中学校	6,618	5,164	78.0%	74.6%		529	164 (211)	31.0% (39.9%)	26.6%	
特別支援学校	259	258	99.6%	99.6%	87.7%	18	17 (17)	94.4% (94.4%)	88.2%	28.9% (31.1%)

※( )は体育館（武道場を含む）で災害時の調達協定等により緊急時には外部より空調(冷房)設備を確保可能としている室数を含めた対応状況

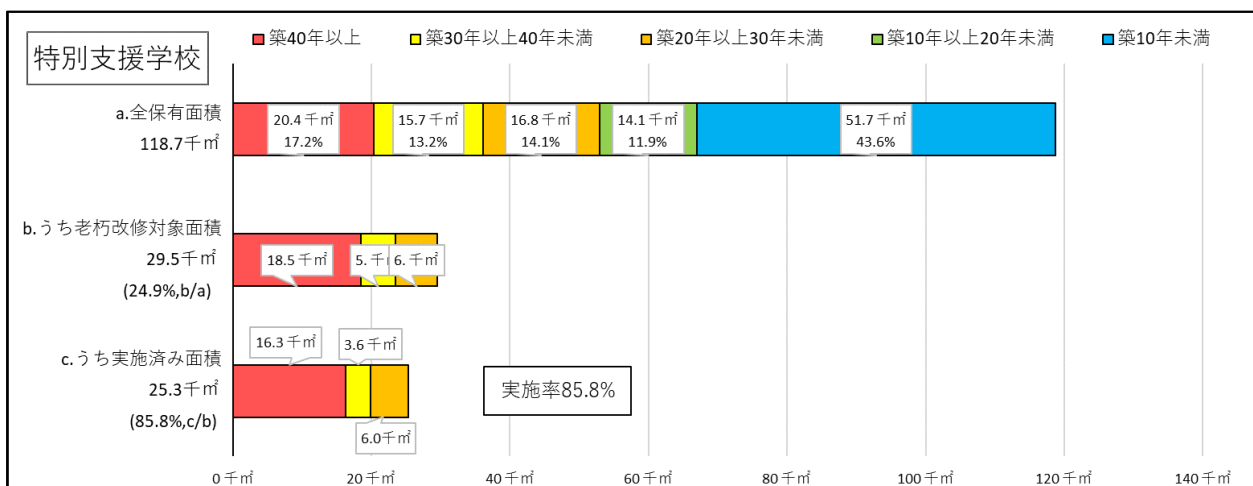
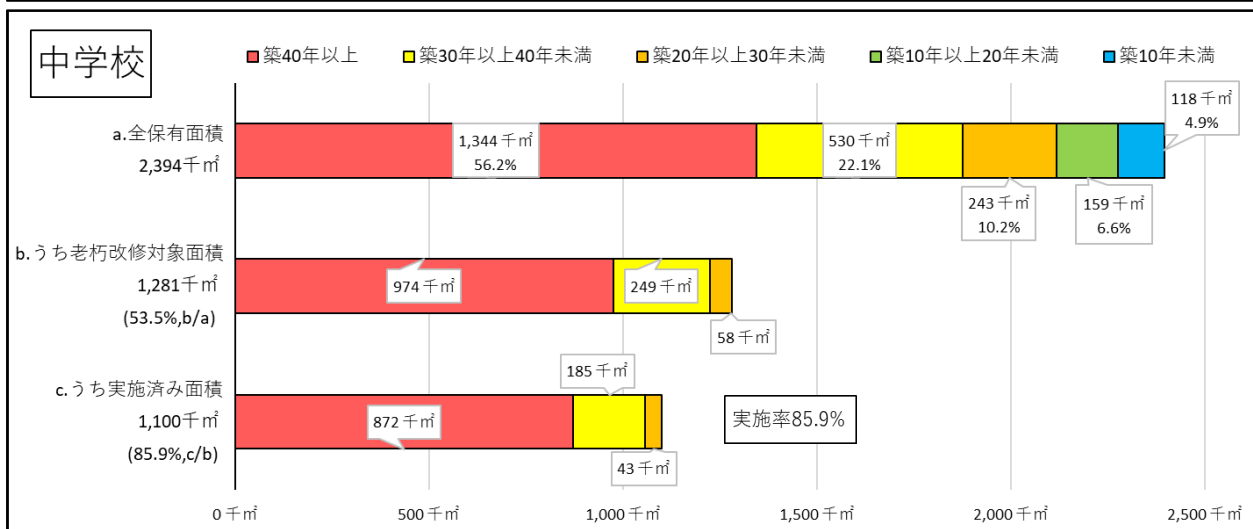
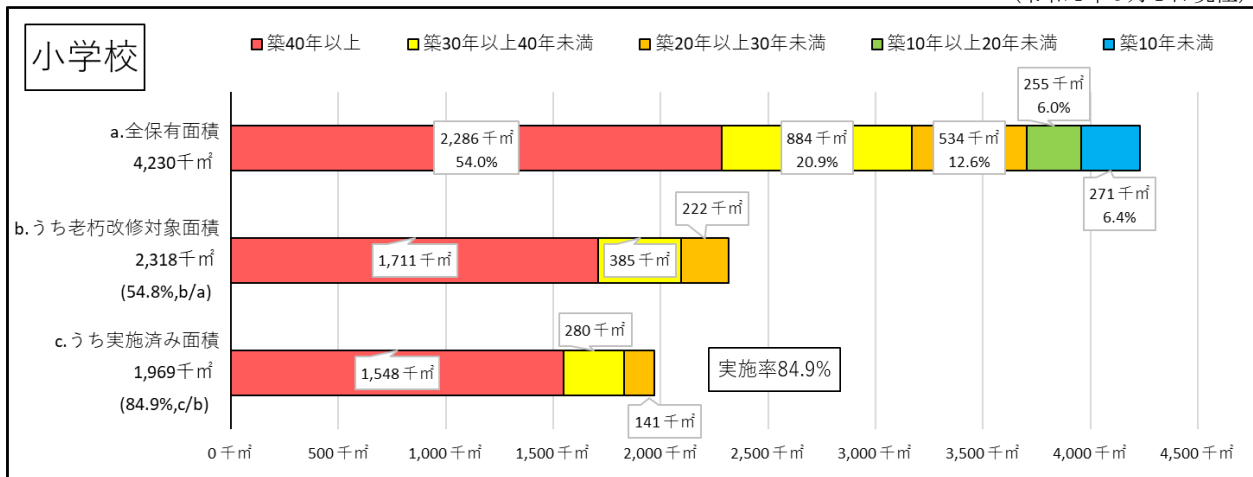
## ② 老朽化対策

市町立学校については、その多くが児童急増期であった昭和50年代半ばまでに建設されているため、築40年以上の老朽化した校舎が全体の約半数である。

各地方公共団体は、公共インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための基本的な方針として策定する「公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画」を策定し、財政支出の平準化を図りながら計画的に順次、老朽化対策を進めている。

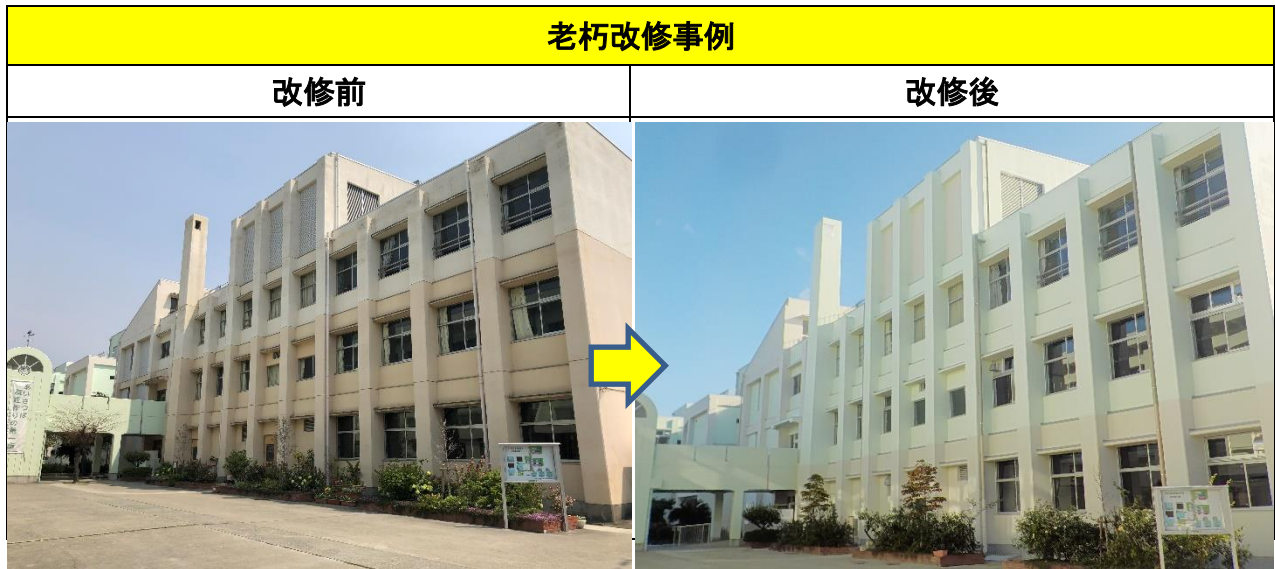
### ○経年別保有面積及び老朽改修状況

(令和4年5月1日現在)



《参考 老朽化対策整備国庫事業実施状況》

交付金区分	経年要件	事業費要件	令和4年度実施状況
大規模改造(老朽)	築20年以上経過	7,000万円以上	12市町 22校 974,474千円
長寿命化事業	築40年以上経過		6市町 20校 1,472,530千円
予防改修事業	築20年以上40年未満	3,000万円以上	3市町 7校 305,358千円



③ バリアフリー化整備

文部科学省は、令和2年のバリアフリー法の改正を受けて下表の4つの項目について令和7年度末までの整備目標を設定し、令和3年度に交付金の補助率を1/3から1/2へかさ上げして、公立小中学校のバリアフリー化整備促進を図っている。

県内の公立小中学校は、他府県との比較においては整備が進んでいる状況であり、目標期限までに整備が完了するよう取組みを進めている。

(令和4年9月1日現在)

区分	R7までの整備目標 (文部科学省設定)	小中学校 校舎整備率		
		兵庫県		全国
		R4	R3	R2
車椅子使用者用トイレ	避難所指定している全ての学校	90.5%	87.9%	65.2%
スロープ等による段差解消	建物外 建物内 全ての学校	96.5%	96.3%	78.5%
		86.9%	86.9%	57.3%
エレベーター	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校	56.4%	54.7%	27.1%

※特別支援学校 校舎については整備済み(全項目整備率100%)

※R4 全国の整備率は文部科学省で集計中

※R3 数値は県独自調査結果(文部科学省調査は隔年実施)

※整備率は全学校数に対する整備済学校数の割合



#### ④ トイレ改修

各市町は交付金を活用して改修が必要なトイレの整備を進めており、それぞれの整備方針に基づいて便器の洋式化を図っている。

(令和4年9月1日現在)

校 種	全便器数	うち洋式便器数	洋便器率 ※		
			各市町の整備方針に基づく 全県平均目標	R4	R3
小学校	37,065	26,661	86.9%	71.9%	68.1%
中学校	18,188	12,450	86.8%	68.5%	64.5%
特別支援学校	715	670	89.4%	93.7%	90.8%

※方針を上回る整備を行っている市町があるため、洋便器率が平均目標を超える場合がある。

#### ○県内市町のトイレ整備に対する方針

整備方針区分	学校設置市町数			整備目標達成市町数		
	小学校	中学校	特別支援学校	小学校	中学校	特別支援学校
90%以上洋式化	28	29	12	1	3	9
80%以上洋式化	6	5	—	0	2	—
60%以上洋式化	9	9	2	4	4	2
計	43	43	14	5	9	11

※小中学校設置者数:43 特別支援学校設置者数:14

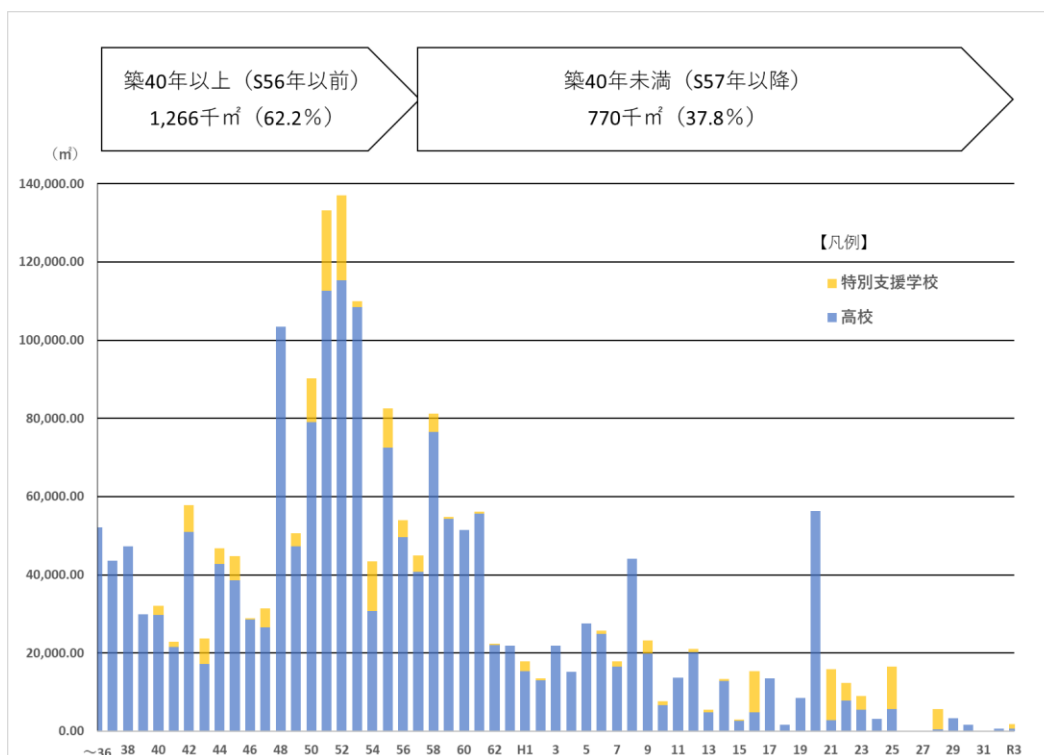
## 2 県立学校施設

### (1) 県立学校施設の現況

県立学校施設は、昭和40年代から50年代にかけての生徒急増への対応、養護学校の義務制の実施など緊急を要する量的整備に取り組んだ結果、築後40年を経過している学校施設の保有面積が約60%を占めており、老朽化が進んでいる。

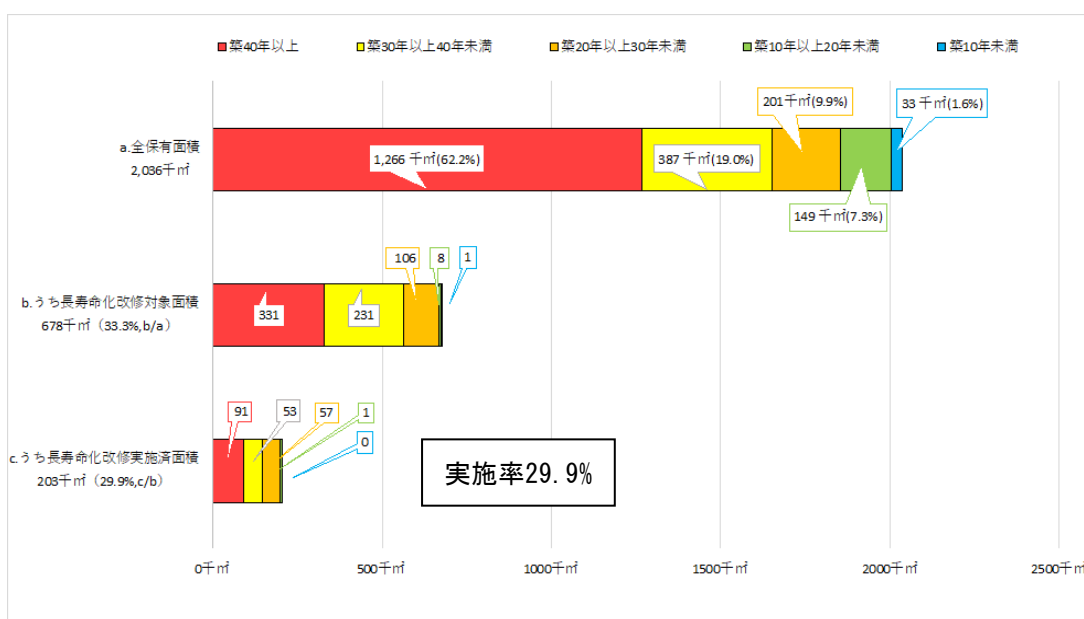
#### ① 県立学校施設の建築年度別保有面積

(令和4年5月1日現在)



#### ② 経年別保有面積及び長寿命化改修状況

(令和4年5月1日現在)



※長寿命化改修対象面積は、第Ⅰ期県立学校施設管理実施計画（平成29～令和3年度）の実績と、第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画（令和4年～8年度）による長寿命化対象校から抜粋

### ③ 県立学校施設の整備費

県立学校の施設整備については、多くの児童生徒の学習、生活の場だけでなく、地域の防災拠点としての役割も果たすことから、老朽化による損耗や機能低下に対する校舎改修、多様化する教育への対応など「安心・安全な学習環境」の整備・充実に向けた取り組みを計画的に進めている。

整備費予算・決算額について、平成29年度からは、長寿命化改修やトイレ改修を重点的に実施している。

整備費の推移

(単位：百万円)

	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4予算			
				現年	繰越	計	
高等学校整備費	4,253	4,127	9,572	4,652	3,191	7,843	
特別支援学校整備費	298	309	2,044	4,074	707	4,781	
計	4,551	4,436	11,616	8,726	3,898	12,624	
内 訳	学校新增築、長寿命 化改修（トイレ改修含 む）※1	3,118	2,943	4,671	7,456	3,317	10,773
	（整備費に占める割 合）	(68.5%)	(66.3%)	(40.2%)	(85.4%)	(85.0%)	(85.3%)
	緊急修繕・環境整備	958	1,112	1,146	489	503	992
	その他の整備 (EV・空調等)	475	381	※2 5,799	781	78	859

※1 R3決算とR4予算の「学校新增築」には、阪神北地域新設特別支援学校（仮称）等の整備費4,867百万円（R3決算：770百万円、R4予算4,097百万円）含む。

※2 R3決算の「その他の整備」には、デジタル社会に対応した産業教育設備整備費5,127百万円含む。

## (2) 県立学校施設の老朽化対策

平成29年3月に策定した「県立学校施設管理実施計画」及び令和4年3月に策定した「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、原則、平成16～20年度に耐震改修と併せて大規模改修を実施した学校以外（平成21年度以降の耐震改修校や昭和57年以降に建築された学校）の耐震経過年数や建築年数の古い順に県立学校施設の老朽化対策（長寿命化改修、トイレ改修）を計画的に実施。

### 長寿命化改修実施予定校

区 分			I 期 (H29～R3)	Ⅱ期 (R4～R8)		I・Ⅱ期
			実施状況 (A)	当初計画	実施状況 (B)	実施状況計 (A+B)
長寿命 化改修	全部 実施	高等学校	2校	—	—	2校
		特別支援学校	—	—	—	—
		計	2校	—	—	2校
	一部 実施	高等学校	10校	33校	6校	16校
		特別支援学校	—	5校	1校	1校
		計	10校	38校	7校	17校

### トイレ改修（普通教室棟）実施予定校

区 分		I 期 (H29～R3)	Ⅱ期 (R4～R8)		I・Ⅱ期
		実施状況 (A)	当初計画	実施状況 (B)	実施状況計 (A+B)
トイレ改修	高等学校	109校	20校	10校	119校
	特別支援学校	25校	—	—	25校
	計	134校	20校	10校	144校

### 【事業費】Ⅰ期・Ⅱ期比較

		I 期	Ⅱ期	I・Ⅱ期	
		実施状況 (A)	計画 (B)	合計 (A+B)	
老朽化対策(a+b)	所要額	175億円	200億円	375億円	
長寿命化改修(a)	所要額	65億円	180億円	245億円	
	全部実施(c)	学校数	2校	—	2校
	一部実施(d)	学校数	10校	38校	48校
	計(c+d)	学校数	12校	38校	50校
トイレ改修(b)	所要額	110億円	20億円	130億円	
	学校数	134校	20校	154校	

### ① 長寿命化改修

- ・ 第Ⅰ期実施計画（平成29～令和3年度）では、モデル校2校（宝塚東、加古川南）において全部実施を、10校（星陵など）において一部実施を実施した。
- ・ 第Ⅱ期実施計画（令和4～8年度）では、効果を早期に発現できる一部実施のみを実施する。

〔老朽化対策の区分〕

○ … 実施

△ … 必要に応じて実施

	耐久性の向上			機能・性能・安全性の維持		
	外装 (外壁・屋上等)	設備関係		トイレ	内装	空調・ エレベーター等
		重要	一般			
普通教室棟	○	○	△	○	△	—
特別教室棟	○	○	△	△	△	○
その他建物	△	△	△	△	△	—
主な改修内容	躯体改修、 外壁塗装、 屋上防水等	消防設備、 受変電設備等	給排水・電気 ・ガス設備等	便器洋式化、 床乾式化等	建具、床、壁、 天井等	特別教室5室 新設、エレベーター 改修等

### 〔第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画（令和4年～令和8年度）〕

#### （一部実施）

#### ア 令和4年度実施校

7校（神戸鈴蘭台、鳴尾、加古川西、加古川東、農業、尼崎工業、あわじ特支）

#### イ 改修内容

##### (ア) 耐久性の向上

外壁塗装、屋上防水、必要に応じて電気・水道・ガスの設備・配管の更新 等

##### (イ) 機能・性能の向上（快適性の向上）

トイレの洋式化、床の乾式化、特別教室5室への空調整備、エレベーター改修 等



**【参考】〔第Ⅰ期県立学校施設管理実施計画（平成29年～令和3年度）〕**

**（全部実施）**

**ア 実施校**

2校（宝塚東、加古川南）

**イ 改修内容**

**(7) 耐久性の向上**

外壁塗装、屋上防水、必要に応じて電気・水道・ガスの設備・配管の更新 等

**(イ) 機能・性能の向上**

○学習環境面… 校舎、体育館の内装（床、壁、天井）の全面改修を実施。

○生活環境面… 省エネルギー化の推進（照明設備のLED化）を図るとともに、  
バリアフリー化の推進（段差解消）や、快適性の向上（トイレ  
の洋式化等）を実施。

**（一部実施）**

**ア 実施校**

10校（星陵、三田西陵、明石、須磨友が丘、兵庫、長田、夢野台、神戸商業、  
宝塚、芦屋）

**イ 改修内容**

**(7) 耐久性の向上**

外壁塗装、屋上防水、必要に応じて電気・水道・ガスの設備・配管の更新

**(イ) 機能・性能の向上（快適性の向上）**

トイレの洋式化、床の乾式化

## ②トイレ改修

長寿命化改修の中でトイレ改修を実施するが、当面、長寿命化改修を実施しない学校においては、平成29年度からトイレ改修を実施しており、普通教室棟においては令和5年度に完了予定。

### ア 県立高等学校 令和4年度実施校

10校（八鹿、千種、伊和、生野、神戸鈴蘭台、鳴尾、加古川西、加古川東、農業、尼崎工業）

### イ 改修内容

- ・利便性の向上、衛生環境の改善（便器の洋式化、床の乾式化）
- ・省エネ対策（節水タイプの便器、照明のLED化）
- ・バリアフリー対策（多目的トイレ等の設置）
- ・感染症対策（手洗い・小便器の自動水栓化、照明の自動点灯化）

※改修内容については、学校要望に沿って柔軟に対応

（令和4年8月末現在）

区 分		総 数 (A)	整備済 (B)	未整備 (C)	整備率 (B)/(A)
トイレの 洋式化 (基数)	高等学校	11,012	6,555	4,457	59.5%
	特別支援学校	1,394	1,187	207	85.2%
	計	12,406	7,742	4,664	62.4%



(3) 県立学校施設の設備整備状況（令和4年8月末現在）

① 空調設備の整備

生徒の健康管理のため、順次教室への空調設備の整備を進めており、平成30年度に全普通教室への設置が完了した。

以降、特別教室への空調整備を進めており、夏場でも窓を閉め切って授業を行う必要のある音楽室、書道室、美術室、室内温度が高くなる調理室、被服室等、優先順位の高い5教室を基本とし順次整備している。令和元年度は、特別支援学校への整備が完了し、令和2年度からは、高等学校への整備を進めている。

〔特別教室空調設置状況〕

区 分	総 数 (A)	整備済 (B)	未整備 (C)	整備率 (B)/(A)	R4実施校
高等学校	4,762	2,045	2,717	42.9%	特別教室 (音楽室等5教室)  兵庫など18校
うち5教室	817	298	519	36.5%	
特別支援学校	590	513	77	86.9%	
うち5教室	159	159	0	100.0%	
計	5,352	2,558	2,794	47.8%	

※体育館の空調は西はりま特別支援学校1校のみ設置。





## ② 太陽光発電の整備

省エネルギー化の推進のため、学校の屋上等に太陽光発電設備を整備し、令和2年度に完了している。

〔総発電整備容量（1時間あたり）〕 3,556kW 〔年間総発電量（試算値）〕 4,206,842kWh/年

区 分	学校数			整備済 (D)	未整備 (E)	整備率 (D/C)	備考
	総数 (A)	対象外 (B)	対象校 (C)=(A-B)				
高等学校	129	1	128	128	0	100.0%	※設置可能な 学校には100% 整備済
特別支援学校	28	3	25	25	0	100.0%	
計	157	4	153	153	0	100.0%	

※姫路東など4校は国の特別史跡（姫路城）内に立地しているなどの理由により整備対象外。

## ③ エレベーターの整備

エレベーターが必要な生徒が在籍する高等学校を優先し、順次整備を進めている。

区 分	学校数			整備済 (D)	未整備 (E)	整備率 (D/C)	R4実施校
	総数 (A)	対象外 (B)	対象校 (C)=(A-B)				
高等学校	129	0	129	56	73	43.4%	2校 明石南、 姫路飾西
特別支援学校	28	1	27	27	0	100.0%	
計	157	1	156	83	73	52.9%	

※上野ヶ原特支は平屋建てのため整備対象外。

## ④ 校舎等の緊急修繕・環境整備

児童生徒等の安全確保、施設の維持保全、環境対策の確保等の観点から、緊急性の高い順に必要な修繕工事を実施している。

〔令和3年度修繕工事実施状況〕

(単位：百万円)

区 分	件数	決算額
法令点検等で不十分（指摘・推奨）とされたもの 消防設備改修、電気設備改修 等	50	78
老朽化等によるもの 漏水修繕、設備機器更新 等	188	728
近隣住民、地域に影響（苦情）を及ぼすもの 防球フェンス修繕、樹木の伐採 等	44	30
躯体に影響を及ぼすもの 屋上防水、外壁改修 等	15	20
授業等において不都合が生じているもの 教壇改修、教室模様替	48	146
小規模な災害復旧・修繕等 小規模な災害復旧、その他修繕	8	3
各校判断ですみやかに対応できるよう年度当初に予算 令達したもの	—	141
合 計	353	1,146

#### (4) 県立学校環境充実応援プロジェクトの実施状況

##### 概要

教育の一層の活性化を図るため、平成 28 年度から、ふるさとひょうご寄附金の応援メニューを活用し、教育関連の設備機器等導入、部活動への支援、特色ある取組への支援を推進している。

##### 実績(令和 4 年 8 月末現在)

寄附金額 164 校 550,102 千円 (うち令和4年度 11,462 千円)

(目標額 164 校 676,525 千円)

(単位：千円)

区分	寄附の状況		事業実施の状況		左のうち R4 度実施分	
	学校数	寄附金額	学校数	実施額	学校数	実施額
目標額に対して 100% 以上	104 校	525,563	96 校	392,123	15 校	30,972
同 50% ~ 100% 未満	10 校	13,868	-	-	-	-
同 0% 超 ~ 50% 未満	49 校	10,671	-	-	-	-
0%	1 校	0	-	-	-	-
計	164 校	550,102	96 校	392,123	15 校	30,972

目標額は達成したが、事業実施していないのは周年事業等のためである。

##### 令和 4 年度実施事業 (主なもの)

###### ア 教育関連の設備機器等導入 (7 校 6,639 千円)

(単位：千円)

学校名	実施内容	事業費
篠山鳳鳴高等学校	探究ルームの空調設備整備	1,760
小野高等学校	多目的教室のプロジェクター等の設置	1,305
上郡高等学校	マルチルームの ICT 機器・スクリーンの整備	880
日高高等学校	講義棟小ホールの可動式テーブル、チェアの整備	863

###### イ 部活動への支援 (6 校 2,927 千円)

(単位：千円)

学校名	実施内容	事業費
加古川西高等学校	楽器 (マリンバ) の購入	1,254
八鹿高等学校	野球部バッティングゲージネットの整備	550
香住高等学校	トレーニング機器等の購入	500

###### ウ 特色ある取組への支援 (4 校 21,406 千円)

(単位：千円)

学校名	実施内容	事業費
夢前高等学校	ふるさと意識醸成のための明神太鼓の購入	300
明石高等学校	100 周年事業としての資料館リニューアル	2,486
加古川西高等学校	110 周年事業としての正門整備	7,260
香住高等学校	海洋科学科カッター大会のためのカッターの購入	11,360

## 令和3年度実施事業

### ア 教育関連の設備機器等導入（13校 29,729千円）

（単位：千円）

学校名	事業実施内容	事業費
夢野台高等学校	多目的ルームへのプロジェクター等設置	851
神戸北高等学校	憩いの場の環境整備	109
星陵高等学校	温水洗浄便座の整備等	2,984
明石北高等学校	アカデミックルームの机、椅子、プロジェクター等の整備	4,419
加古川東高等学校	生徒集会室のミーティングテーブル、椅子の整備	2,696
加古川西高等学校	ウォータークーラー等設置	1,757
小野高等学校	ICT環境の整備	919
姫路東高等学校	スタディルームへのプロジェクター等設置	8,434
姫路飾西高等学校	生徒集会室に空調設備を整備	3,281
豊岡高等学校	多目的室に空調設備を整備	1,000
浜坂高等学校	自習室に空調設備等を整備	929
上郡高等学校	アクティブラーニングルームの環境整備	2,204
和田山特別支援学校	ICT環境の整備	146
計		29,729

### イ 部活動への支援（12校 20,896千円）

（単位：千円）

学校名	事業実施内容	事業費
東灘高等学校	トレーニング機器の購入	31
伊川谷北高等学校	楽器(コントラバスクラリネット)の購入	660
加古川西高等学校	トレーニング機器、楽譜ファイルの購入	504
三木東高等学校	トレーニング機器、楽器(フルート等)等の購入	1,000
東播磨高等学校	トレーニング機器、選抜旗のショーケース等の購入	2,807
姫路西高等学校	運動場の機能向上のための整備	9,669
姫路南高等学校	防球ネットの整備等	4,136
浜坂高等学校	トレーニング機器の購入	406
氷上高等学校	全国大会生徒宿泊費等の助成	535
篠山東雲高等学校	バレーネットアンテナ、卓球トレーナー等の購入	104
龍野北高等学校	トレーニング機器の購入	329
長田高等学校	防球用ネット、ベースセット等の購入	715
計		20,896

### ウ 特色ある取組への支援（12校 15,395千円）

（単位：千円）

学校名	事業実施内容	事業費
御影高等学校	80周年事業としてのグラウンドの環境整備	2,336
長田高等学校	100周年事業としての同窓会館の環境整備	3,680
三田祥雲館高等学校	20周年事業としてのタイル塗装整備	102
明石南高等学校	100周年事業のための環境整備	150

出石高等学校	ポータブル PA セット、書道展示用特大額等の購入	300
津名高等学校	100 周年事業としての教育相談室への空調設備の整備	319
有馬高等学校	学校 PR のためのマスコットキャラクターの着ぐるみ等の購入	1,288
山崎高等学校	校門周辺的环境整備	649
小野工業高等学校	技能五輪のための工業機械の整備	5,940
神崎工業高等学校	資格取得のための工業機器の整備	100
神戸聴覚特別支援学校	90 周年事業としての記念誌等作成の支援	331
姫路特別支援学校	学校行事のためのプロジェクターの設置	200
計		15,395



明石北高等学校  
アカデミックルームの整備



伊川谷北高等学校  
楽器の購入



龍野北高等学校  
トレーニング機器の購入



御影高等学校  
グラウンド観覧席日除の設置

## 修学支援の充実

## 修学支援の充実

### (1) 授業料等の支援

#### ① 高等学校等就学支援金

県立・市立高等学校等に通う一定の収入額未満世帯の生徒を対象として、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給している。(全額国庫)

支給対象者	県立・市立高等学校等、高等専門学校(1～3年生)の生徒 (平成26年度以降の入学者)		
支給要件	保護者等の前年の年収の合計額が910万円未満程度の世帯		
支給額 (授業料相当額)	全日制課程	118,800円/年	
	定時制課程	32,400円/年	
	通信制課程	310円/単位	

[支給実績]

(単位：人、千円)

区分	R2	R3	R4.8
生徒数(5月1日時点)(A)	101,349	97,887	95,489
支給者数(B)	79,575	76,727	75,006
支給者比率(B/A)	78.5%	78.4%	78.5%
支給額	9,095,078	8,736,027	—

#### ② 高等学校等専攻科修学支援金

県立高等学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒を対象として、授業料に充てるための専攻科修学支援金を支給している。(国庫1/2)

支給対象者	龍野北高等学校看護専攻科・日高高等学校看護専攻科 (令和2年度以降の在学者)	
支給要件	年収270万円未満程度 (住民税非課税世帯)	年収270～380万円未満程度
支給額	118,800円/年	59,400円/年

[支給実績]

(単位：人、千円)

区分	R2	R3	R4.8
生徒数(5月1日時点)(A)	142	141	158
支給者数(B)	26	47	35
支給者比率(B/A)	18.3%	33.3%	22.2%
支給額	1,035	1,589	—

### ③ 県立高等学校等の生徒への授業料の減免

就学支援金の支給限度月数を超過して在学する生徒の中で、就学支援金と同様の所得要件を満たす世帯や、前年所得が就学支援金の支給要件を満たさないが、当該年度に家計急変により所得が大幅に減少した世帯等の教育的配慮が必要な生徒に対し、授業料等を免除又は減額している。(国庫 1/2(家計急変のみ))

減免対象者	県立高等学校等の生徒		
減免要件	就学支援金支給限度月数超過		支援金支給要件と同じ 免除
	家計急変等	全日制課程	生計費基準額の 1.0 倍以下 (年収 450 万円未満程度) 免除
			生計費基準額の 1.3 倍以下 (年収 560 万円未満程度) 減額
	定時制課程 通信制課程		生計費基準額の 1.4 倍以下 (年収 600 万円未満程度) 免除
減免額	全日制課程	118,800 円/年 (免除) 又は 59,400 円/年 (減額)	
	定時制課程	32,400 円/年 (免除)	
	通信制課程	310 円/単位 (免除)	

[減免者数]

(単位：人)

区 分	R2	R3	R4.8
全日制課程	44	34	25
定時制課程	81	92	77
通信制課程	283	252	199
専攻科	47	46	54
計	455	424	355
うち就学支援金 支給限度月数超過	348	351	262

### (2) 高校生等奨学給付金

授業料以外の教育費負担を軽減するため、公立の高等学校等に通学する低所得世帯の生徒に対して高校生等奨学給付金を支給している。

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等で保護者が失職するなど、家計急変により収入が激減し低所得者となった世帯の生徒についても、支給対象とした。

また、低所得世帯の家庭学習を支えるため、住民税非課税世帯に対して、オンライン学習に係る通信費相当を加算した。(国庫 1/3)

支給対象者	県立・市立高等学校等、高等専門学校(1~3年生)の生徒 (平成 26 年度以降の入学者、令和 2 年度以降専攻科含む)
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯(専攻科を除く)</li> <li>保護者等の道府県民税所得割及び市町民税所得割の合計額が非課税(前年の年収が 270 万円未満程度)の世帯</li> <li>家計急変により、急変後の年収見込が非課税相当と認められる世帯</li> </ul>

## 〔支給額〕

対象世帯	課程	金額(年額)		支給の考え方
生活保護世帯	全日制 定時制 通信制	32,300 円		修学旅行費相当額 〔学用品費等は生活保護 で支給〕
道府県民税所得割及 び市町民税所得割 非課税世帯	全日制 定時制	第1子	114,100 円	教科書費、教材費、 学用品費、校外活動費、 通学用品費相当額、 生徒会費、PTA 会費、 入学用品費相当額 オンライン通信費
		第2子 以降	143,700 円	
	通信制 専攻科	50,500 円		

## 〔支給実績〕

(単位：人、千円)

区 分			課程	R2	R3	R4.8	
生徒数(5月1日時点) (A)			全・定・通・専(R2~)	101,491	98,028	95,647	
支給者数	通常分	生活保護世帯	全・定・通	1,213	1,105	1,062	
		非課税 世帯	第1子	全・定	6,005	5,297	4,917
			第2子以降	全・定	3,576	3,383	3,146
			共通	通・専(R2~)	256	204	190
		小 計			11,050	9,989	9,315
	家計急変	非課税 相当世帯	第1子	全・定	270	237	122
			第2子以降	全・定	154	123	72
			共通	通・専(R2~)	6	5	5
		小 計			430	365	199
	計 (B)				11,480	10,354	9,514
支給者比率 (B/A)				11.3%	10.6%	9.9%	
支 給 額				1,363,014	1,146,607	1,081,193	



### (3) 特別支援学校等児童生徒就学奨励費

障害のある幼児児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ補助している。(国庫1/2)

#### ① 対象者

特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ障害のある幼児児童生徒

#### ② 対象経費及び支給割合

区 分	特別支援学校												特別支援学級	
	幼稚部			小学部			中学部			高等部			小・中学校	
保護者収入区分 ※	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I・II	III
教科用図書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全額	全額	全額	-	-
学校給食費	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	1/2	-
交通費	通学	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	1/2
	帰省	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	-
	職場実習	-	-	-	-	-	全額	全額	1/2	全額	全額	1/2	全額	1/2
	交流学习	全額	全額	1/2	全額	全額	1/2	全額	全額	1/2	全額	全額	1/2	全額
寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	-
	日用品等購入費	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	-
	食費	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	-
修学旅行等	修学旅行費	-	-	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	1/2
	校外活動費	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	1/2
	職場実習宿泊費	-	-	-	-	-	-	-	-	全額	1/2	-	-	-
学用品購入費	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	(ICT)全額	1/2	(ICT)全額	(ICT)全額	1/2
新入学児童・生徒学用品費等	-	-	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	全額	1/2	-	1/2	-
オンライン学習通信費	-	-	-	全額	-	-	全額	-	-	全額	-	-	1/2	-

別途、付添人(介助者)にかかる経費についても一部補助有り

※ 保護者収入区分について

- ・ I 区分 前年所得が生活保護基準の1.5倍未満
- ・ II 区分 前年所得が生活保護基準の1.5倍～2.5倍未満
- ・ III 区分 前年所得が生活保護基準の2.5倍以上

[支給実績]

(単位：人、千円)

区 分		R2	R3	R4.8	
人 数	特別支援学校	幼稚部	45	55	44
		小学部	1,410	1,448	1,464
		中学部	1,258	1,324	1,291
		高等部	2,791	2,678	2,563
	特別支援学級	7,355	8,231	9,387	
計		12,859	13,736	14,749	
支 給 額		682,837	780,942	-	

(4) (公財) 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金への補助

- 経済的理由により修学困難な高校生等の教育の機会を確保するため、(公財)兵庫県高等学校教育振興会に対して経費を補助し、貸与事業を実施している。
- 令和3年度より、新規貸与者のうち希望する者へは、入学前(2月中旬～3月末)に早期送金を実施している。

① 高等学校奨学資金の貸与

(H14～H18 の新規貸付は県が直接貸与。H19 以降の新規貸付は教育振興会が貸与)

ア 奨学資金

貸与者	公立・私立の高校、高等専門学校生徒			
貸与要件	主たる生計維持者の年収が約680万円以下(4人世帯)			
(総額) 貸与月額	国公立・自宅	国公立・自宅外	私立・自宅	私立・自宅外
	(648,000円) 18,000円	(828,000円) 23,000円	(1,080,000円) 30,000円	(1,260,000円) 35,000円
返還額 (月額最低金額)	5,840円	6,670円	7,500円	8,340円
返還回数 (年数)	110回 (9年2か月)	125回 (10年5か月)	144回 (12年)	151回 (12年7か月)
返還猶予要件	①在学中、②り災、③病気療養中、④生活保護受給中、 ⑤産休・育休中、⑥求職中、⑦入学準備中、⑧経済的理由			
返還猶予期間	最長10年(在学中猶予の期間を除く)			
返還免除要件	①本人死亡、②本人重度障害			
保証人	連帯保証人1名(貸与者が未成年者の場合、原則として親権者又は後見人)			

[貸与実績]

(単位：人、千円)

年度		R2	R3	前年比		R4.8	前年比	
				(R3/R2)			(R4.8/R3)	
				うち早期送金			うち早期送金	
県内 高等学校 生徒数 (5月1日時点)	国公立	102,847	99,360	—	96.6%	96,964	—	
	私立	38,253	37,830	—	98.9%	37,872	—	
	計	141,100	137,190	—	97.2%	134,836	—	
奨学資金 貸与者	国公立	875	824	—	94.2%	849	—	
	私立	1,911	1,783	—	93.3%	1,674	—	
	計	2,786	2,607	—	93.6%	2,523	—	
うち 新規 貸与者	国公立	230	298	144	129.6%	365	167	
	私立	632	642	244	101.6%	584	229	
	計	862	940	388	109.0%	949	396	
全生徒に 対する 貸与者 の割合	国公立	0.9%	0.8%	—	△0.1%	0.9%	—	
	私立	5.0%	4.7%	—	△0.3%	4.4%	—	
	計	2.0%	1.9%	—	△0.1%	1.9%	—	
貸与額		890,100	847,460	73,172	95.2%	428,274	75,076	

## イ 通学交通費

(ア) 対象者

奨学資金貸与者のうち1か月あたりの通学定期券購入額が10,000円以上の生徒

(イ) 貸与額

(単位：円)

通学定期券(月額)	貸与月額	通学定期券(月額)	貸与月額
10,000～14,999	5,000	35,000～39,999	30,000
15,000～19,999	10,000	40,000～44,999	35,000
20,000～24,999	15,000	45,000～49,999	40,000
25,000～29,999	20,000	50,000～	45,000
30,000～34,999	25,000		

注 平成27年4月入学者から上限を30千円から45千円に拡大

[貸与実績]

(単位：人、千円)

区 分	H26 (学区改編前)	R2	R3	R4.8	
貸与者数	公立	68	17	25	19
	私立	123	53	60	60
	計	191	70	85	79
貸 与 額	19,950	7,875	9,125	4,400	

## ウ 電動アシスト自転車購入費

(ア) 対象者 奨学資金貸与者のうち通学のための電動アシスト自転車購入者

(イ) 貸与額 10万円(定額)

[貸与実績]

(単位：人、千円)

区 分	H26 (学区改編前)	R2	R3	R4.8	
貸与者数	公立	2	3	2	1
	私立	0	0	4	5
	計	2	3	6	6
貸 与 額	200	289	594	600	

## エ タブレット端末等購入費 (R2～)

(ア) 対象者 奨学資金貸与者のうち学習のためのタブレット端末等を購入又は賃借する者

(イ) 貸与額 7万円(定額)

[貸与実績]

(単位：人、千円)

区分		R2	R3	R4.8	
				うち早期送金	うち早期送金
貸与者数	公立	36	126	80	113
	私立	27	160	105	113
	計	63	286	185	226
貸与額		4,410	20,020	12,950	15,820

② 勤労生徒奨学資金の貸与（～H24 は県が直接貸与。H25～は教育振興会が貸与）

貸与者	経常的に収入を得る職業に就いている高校生 (定時制・通信制に限る)
貸与要件	本人所得ベース 279 万円以下
貸与月額(総額)	14,000 円/月(672,000 円)
返還月額(年数)	14,000 円(4 年)
返還猶予要件(期間)	① 在学中、②求職中、③病気療養中、④産休・育休中 (最長 10 年)
返還免除要件	①卒業、②高等学校卒業程度認定試験合格、 ③本人死亡、④本人重度障害
保証人	連帯保証人 2 名 (貸与者が未成年者の場合、原則として 1 名は法定代理人)

[貸与実績]

(単位：人、千円)

区分		R2	R3	R4.8
貸与者数	公立	34	24	0
	私立	1	2	0
	計	35	26	0
貸与額		5,782	4,354	—

注 令和 4 年 9 月 貸与者数 14 名(公立 13 名、私立 1 名)  
貸与額 1,162 千円

(5) 奨学資金に係る債権の適切な管理（県貸与分）

- 高等学校奨学資金（H14～18年度）、勤労生徒奨学資金（～H24年度）及び地域改善対策奨学資金（S57～H13年度）の回収を委託し、債権管理を行っている。
- 平成25年度から、高等学校奨学資金及び地域改善対策奨学資金の返還業務について、過年度滞納債権のうち一定期間納付実績のない指導困難債権について、回収率の向上を図るため債権回収会社へ業務委託を行っている。
- 令和2年度より、返還者の利便性向上のためコンビニ収納を導入し、また返還意識の醸成を図るため、高等学校奨学資金の返還対象者に対して返還残高等を記載した債権残高通知を送付した。
- 令和3年度より、債権回収会社に長期間委託しても回収できない債権について、弁護士名で督促状を発出する取組みを開始した。

〔奨学資金の返還状況〕

（単位：千円）

区 分		高等学校奨学資金		勤労生徒奨学資金		地域改善対策奨学資金	
		R2	R3	R2	R3	R2	R3
現 年 分	調 定 額	109,073	66,998	168	28	82,215	69,821
	収 入 済 額	95,610	59,158	0	0	55,009	47,973
	回 収 率	87.7%	88.3%	0.0%	0.0%	66.9%	68.7%
繰 越 分	調 定 額	276,196	248,496	1,774	1,813	762,976	721,842
	収 入 済 額	40,383	29,520	129	125	60,568	52,906
	回 収 率	14.6%	11.9%	7.3%	6.9%	7.9%	7.3%
計	調 定 額	385,269	315,494	1,942	1,841	845,191	791,663
	収 入 済 額	135,993	88,678	129	125	115,577	100,879
	回 収 率	35.3%	28.1%	6.6%	6.8%	13.7%	12.7%

調定額：返還の免除又は猶予を受けた者を除く返還予定額

〔期末債権残高〕

（単位：人、千円）

区 分	高等学校奨学資金 (通学交通費、自転車購入費含む)		勤労生徒奨学資金		地域改善対策奨学資金	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3
人 数	1,742	1,252	12	9	1,552	1,420
期末債権残高	449,448	358,461	2,289	2,108	938,333	820,931

〔債権管理会社委託債権の回収状況(令和3年度)〕

（単位：人、千円）

区 分	委託状況		回収状況	
	人数	金額	人数【うち完済】	金額【うち完済】
高等学校奨学資金	461	230,984	193【24】	17,547【6,435】
地域改善対策奨学資金	568	444,686	189【24】	19,884【11,300】
計	1,029	675,670	382【48】	37,431【17,735】

## 《参考 高等教育の修学支援新制度》

- 国は、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、令和2年度より高等教育の授業料等減免及び給付型奨学金を実施している。

### 〔授業料減免制度〕

実施主体	各大学等				
対象者	住民税非課税世帯の学生、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生				
財源	国費				
支援内容	下表のとおり入学金・授業料を減免				
	区 分	国 公 立		私 立	
		入学金	授業料	入学金	授業料
	大 学	約 28 万円	約 54 万円	約 26 万円	約 70 万円
	短 期 大 学	約 17 万円	約 39 万円	約 25 万円	約 62 万円
	高 等 専 門 学 校	約 8 万円	約 23 万円	約 13 万円	約 70 万円
専 門 学 校	約 7 万円	約 17 万円	約 16 万円	約 59 万円	
※住民税非課税世帯に準ずる世帯には、上記の2/3又は1/3を支援					

### 〔給付型奨学金制度〕

実施主体	日本学生支援機構				
対象者	住民税非課税世帯の学生、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生				
財源	国費				
支援内容	下表のとおり奨学金を給付				
	区 分	国 公 立		私 立	
		自宅生	自宅外生	自宅生	自宅外生
	大 学	約 35 万円	約 80 万円	約 46 万円	約 91 万円
	短 期 大 学				
	専 門 学 校	約 21 万円	約 41 万円	約 32 万円	約 52 万円
高 等 専 門 学 校					
※住民税非課税世帯に準ずる世帯には、上記の2/3又は1/3を支援					

[貸与型奨学金制度]

実施主体	日本学生支援機構				
対象者	無利子：一定収入以下の世帯で高校評定平均値 3.5 以上の学生 住民税非課税世帯の学生 有利子：一定収入以下の世帯で、平均以上の成績の学生、特定の分野において特に優秀な能力を有する学生、学修意欲がある学生				
財源	政府貸付金、財政投融资				
支援内容	・無利子の場合、下表の年額を上限に奨学金を月々に分割し貸与				
	区分	国公立		私立	
		自宅生	自宅外生	自宅生	自宅外生
	大 学	約 54 万円	約 61 万円	約 65 万円	約 77 万円
	短期大学	約 54 万円	約 61 万円	約 64 万円	約 72 万円
専門学校					
高等専門学校	・有利子の場合、約 24～144 万円の範囲内で奨学金を月々に分割し貸与				
返還期間	卒業後 20 年以内				
利 率	有利子の利率上限：3% (固定：0.268%、変動：0.004%)				